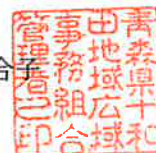


十和田地域広域事務組合告示第 // 号

十和田地域広域事務組合学校給食調理業務については、公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告します。

令和8年10月27日

十和田地域広域事務組合管理者 櫻田 百合子



1. 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 「十和田地域広域事務組合学校給食調理業務委託」
- (2) 内容 「十和田地域広域事務組合学校給食調理業務委託仕様書」のとおり（別紙）
ただし、契約時における仕様は、第一受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 委託期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）
ただし、契約日から令和9年3月31日までを業務委託の準備期間とし、委託者と協議の上、受託者の負担において委託業務開始までに万全な体制を整えるものとする。
- (4) 委託上限額 金1,056,995千円以内 5年間総額（消費税及び地方消費税を含む。）
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案見積金額はこの提案上限額を超えてはならない。

2. プロポーザル参加要件等

(1) 資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件をすべて満たしていることを条件とする。

- ①法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ②青森県内または東北管内に本社、支社または営業所があり、青森県内の学校給食調理施設において調理業務の受託実績があること。
- ③日本国内における一つの学校給食調理施設での一日あたりの平均食数が5,000食以上となる実績を3年以上有し、かつ令和8年10月1日現在においてその該当する施設で調理委託業務の契約が継続中であること。
- ④緊急時の連絡体制が整備されていること、また、緊急事態に迅速かつ確実に対応できる代替策が講じられること。
- ⑤令和5年4月以降に、学校給食調理業務において食品衛生法に基づく営業禁止または営業停止処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策について書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合はこの限りではない。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと
- ⑦国税、県税、市町村税に滞納がないこと。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑨製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責

任保険に加入していること。

⑩契約時に本業務に対して、当組合が認める業務履行保証人を確保できること。

⑪地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、プロポーザル参加申込書の提出日を基準とする。

(3) その他

①給食センターが提出する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

②本実施要領に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

3. 参加申し込み等に関する事項

(1) 提出書類

No.	様式	書 類	部数
1	第 2 号	プロポーザル参加申込書	1 部
2	第 3 号	会社概要調査票	12 部
3	—	会社の沿革・組織等が分かる書類（※パンフレット等可）	12 部
4	—	法人登記事項証明書	1 部
5	—	経営状況を証明する書類（直近 1 期分） （貸借対照表、損益計算書（または収支計算書）、財産目録、事業報告書）	1 部
6	—	納税証明書（国税、県税、市町村税に滞納がないことの証明） 国税：納税証明書（その 3 の 3） ※本社所在地の市町村及び管轄税務署が発行し、提出日から 3 か月以内のもの。	1 部
7	—	生産物賠償責任保険証券等（写）	1 部
8	第 4 号	学校給食調理業務受託実績書	12 部
9	第 5 号	参加資格要件確認書	1 部

※No. 2、3、8 の書類については、提案書による評価においても使用する。

(2) 提出期限

令和 8 年 11 月 9 日（月）から 11 月 16 日（月）17 時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送すること。

様式第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号については、必要事項を入力し、電子メールでも提出すること。

(4) 参加承認

①令和 8 年 11 月 19 日（木）17 時までに電子メールで通知する。

②承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、上記①の日時までに連絡がない場合は、令和 8 年 11 月 20 日（金）12 時までに担当部

署宛てに電話確認すること。

(5) 参加辞退

応募を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第15号）の提出により、いつでも本プロポーザルの参加を辞退できる。

4. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

①本実施要領等に関する質問は、質問書（様式第1号）に記載し、担当部署宛てに、令和8年10月27日（火）から11月2日（月）17時まで（必着）に電子メールで提出すること。

※ 件名には「学校給食調理業務委託質問書（会社名）」と明記すること。

②質問書の送信時には、必ず電話により給食センターが受信したことの確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答

全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和8年11月9日（月）17時までに十和田地域広域事務組合ホームページにて公開する。

ただし、質問の内容によって、本プロポーザルによる業者選定に公平性が保てない場合は回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加または修正とみなす。

5. 企画提案書及び提出方法

(1) 提案書の提出書類

No.	様式	書 類	部数 (正本)	部数 (副本)
1	第6号	プロポーザル企画提案届出書	1部	—
2	第7号	学校給食に対する考え方に関する提案書	1部	11部
3	第8号	安全・衛生管理に関する提案書	1部	11部
4	任意	（※第8号関係書類）作業工程表及び動線図	1部	11部
5	第9号	危機管理に関する提案書	1部	11部
6	第10号	調理業務従事者の体制、研修に関する提案書	1部	11部
7	第11号	供給開始に向けた準備についての提案書	1部	11部
8	第12号	その他独自の取り組み等に関する提案書	1部	11部
9	第13号	見積提案書	1部	—
10	第14号	見積提案内訳書	1部	—

(2) 提出部数

紙媒体で上記部数を提出するとともに、電子データで媒体に納めて提出すること。

(3) 提出期限

令和8年11月20日（金）から11月27日（金）17時まで（必着）

(4) 提出方法

持参、郵送または宅配（いずれも提出期限必着のこと）

(5) その他

①提出した書類等は返却しない。

②企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

6. 企画提案書の内容説明

(1) 日時

令和 8 年 12 月 9 日 (水) 10 時から開始予定 (詳細は別途通知)

(2) 場所

十和田市役所

(3) プレゼンテーション・ヒアリング時間

プレゼンテーションは企画提案書により提案説明を行う。説明時間は 15 分程度とし、その後、ヒアリング (質疑応答) を行う (説明・質疑を含め 20 分程度を予定)。

(4) 応募事業者の出席者

1 応募事業者につき 3 名以内を予定

7. その他

審査概要等のその他のプロポーザル手続きの詳細は、「実施要領」を参照のこと。

8. 問合せ先

十和田地域広域事務組合 学校給食センター

住 所： 〒034-0014 十和田市東二十一番町 3 3 番 1 1 号

電 話： 0176-23-5375

F A X： 0176-23-5376

E-mail： tr94@tempo.ocn.ne.jp

URL： <http://www.towada-kouiki.jp/>